

別紙 利用料金表

◎三島市は地域区分が「7級地」であるため、1単位の単価 10.17 円で計算されます。

ショートステイ モアナテラス 利用料金表（介護保険 1 割負担の方）

※単独型ユニット型短期入所生活介護 I

令和 4 年 10 月 1 日より

サービス利用料金（1日あたり）	要支援 1 (555 単位)	要支援 2 (674 単位)	要介護 1 (738 単位)	要介護 2 (806 単位)	要介護 3 (881 単位)	要介護 4 (949 単位)	要介護 5 (1017 単位)
1.契約者のサービス料金	5,644 円	6,854 円	7,505 円	8,197 円	8,959 円	9,651 円	10,342 円
2.介護保険から給付される金額	5,079 円	6,168 円	6,754 円	7,377 円	8,063 円	8,685 円	9,307 円
3.サービス利用に係る自己負担額	565 円	686 円	751 円	820 円	896 円	966 円	1,035 円

加算料金(1日あたり) ※対象となる契約者のみ	送迎 (片道 184 単 位)	短生緊急短期入所 受入加算(90 単 位)	短期生活長期利用 提供減算(−30 単位)	サービス提供 体制強化加算Ⅱ (18 単位)
1.ご契約者のサービス料金 ①	1,871 円/日	915 円/日	▲305 円/日	183 円/日
2.介護保険から給付される金額 ②	1,683 円/日	823 円/日	▲274 円/日	164 円/日
3.サービス利用に係る自己負担額	188 円/日	92 円/日	▲31 円/日	19 円/日

加算料金	介護職員処遇改善加算 I	介護職員等ベースアップ等支援加算
1.ご契約者のサービス料金 ①	所定総単位数×8.3%×1 単位の単価	所定総単位数×1.6%×1 単位の単価
2.介護保険から給付される金額 ②	① × 90%	① × 90%
3.サービス利用に係る自己負担額	① − ②	① − ②

◆居住費及び食費に係る料金(1日あたり)

利用者負担段 階	対象者	食費	居住費
第 1 段階	世帯全員が住民税非課税の人で、老齢福祉年金受給者の方 生活保護を受給されている方	300 円	820 円
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と 非課税年金収入額の合計が年額 80 万円以下の方	600 円	820 円
第 3 段階 ①	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と 非課税年金収入額の合計が年額 <b>80 万円を超え 120 万円以下</b> の方	1,000 円	1,310 円
第 3 段階 ②	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と 非課税年金収入額の合計が年額 <b>120 万円を超える方</b>	1,300 円	1,310 円
第 4 段階	上記以外の方	1,445 円	2,009 円

※市町村民税世帯非課税（世帯主及び全ての世帯員が、市町村民税非課税である者又は市町村民税が免除された者）

※食費は、「食材料費」＋「調理費」となります。3 食の食費は、朝食 420 円、昼食 555 円、夕食 470 円です。

※居住費は、「建設費用（修繕・維持費用等を含む）」＋「光熱水費等」となります。

※負担いただく利用料金は（1 日の利用料金）×（利用日数）となります。

※上記の金額は、市町にて負担限度額認定を受け、負担限度額認定証をお持ちの方の限度額補助になります。

※第 1 段階から第 3 段階の対象者は、市町から負担限度額認定証の交付を受ける必要があります。

※負担限度額認定証の有効期間は毎年 8/1~翌年 7/31 までになります。毎年の申請手続きが必要になります。

◆ 1日のサービス利用料金合計額 (3食分の食費と居住費を含む)

【トイレなし個室】

利用料金の合計金額	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	1,704円	1,825円	1,890円	1,959円	2,035円	2,105円	2,174円
第2段階	2,004円	2,125円	2,190円	2,259円	2,335円	2,405円	2,474円
第3段階 ①	2,894円	3,015円	3,080円	3,149円	3,225円	3,295円	3,364円
第3段階 ②	3,194円	3,315円	3,380円	3,449円	3,525円	3,595円	3,664円
第4段階	4,038円	4,159円	4,224円	4,293円	4,369円	4,439円	4,508円

○上記料金合計額には処遇改善加算は含まれておりません。

○送迎を行った場合には、上記金額に片道につき188円が追加されます。

○介護職員処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算はご利用月の所定総単位数により算定金額が変わります。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取り消し料として当日利用分の10%（本人負担分）の料金をいただきます。ただし、契約者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

◆その他のサービス

以下のサービスの利用料金が契約者の負担となります。

区 分	料 金	内 容
保険外給付の対象サービス及び日常生活費等に係るサービスの提供とは関係なく、契約者の嗜好又は個別の生活上の必要に応じて提供する便宜に係る費用	実費	誕生会、四季のドライブ等、個々に希望者を募り実施する外出費用、契約者の嗜好によるクラブ活動等の材料費理美容代その他契約者の希望による身の回りの品として日常生活に必要なもの

\*その他、個人的に必要な品目につきましては、契約者の負担となりますのでご了承下さい。

\*通院の付き添いにつきましては、契約者の状態把握の上でも原則として、家族に対応して頂くこととなっておりますのでご了承下さい。